

議 第 1 号

社会インフラの老朽化対策の更なる推進を  
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣  
財 務 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣  
農 林 水 産 大 臣  
経 済 産 業 大 臣  
国 土 交 通 大 臣  
デ ジ タ ル 大 臣  
国 土 強 靱 化 担 当 大 臣  
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (防 災)

あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国においては、高度経済成長期に道路、河川、砂防、農業水利、上下水道施設等の多くの社会インフラが整備され、国民生活や社会経済活動を支えてきたが、今後、建設から50年以上を経過する施設が増加するとともに、少子高齢化等により施設の維持管理に携わる民間企業・地方自治体の技術者等が不足しており、社会インフラの老朽化対策が課題となっている。

老朽化による社会インフラの事故等は、施設の機能不全にとどまらず、回復しがたい甚大な被害・損害の発生を招きかねないことから、未然防止対策が求められている中、国は持続可能なインフラメンテナンスの実現に向け、将来的な維持管理・更新費用の可能な限りの抑制が必要として、予防保全への本格転換やメンテナンスの効率性向上等を推進している。

地方自治体においても予防保全に基づき社会インフラの長寿命化の取組を計画的に進めているが、今後、増加が懸念される社会インフラの維持管理・更新費用の財源確保とともに、トータルコストの縮減やメンテナンスに携わる人的資源の不足への対応が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、人々の暮らしと安全を守るため、社会インフラの維持管理費等の増加に伴う予算を拡充するとともに、技術者不足も踏まえたデジタル技術等の活用促進によるメンテナンス作業の効率化等、社会インフラの老朽化対策の更なる推進を図るよう強く要請する。